

愛馬会要綱

ターファイトクラブでは、この7月より『2010年新規1歳馬募集』を行います。ここでは楽しいクラブライフを送っていただくための2010年新規1歳馬募集に関する基本的なことについてご説明します。

一般会費

一般会費はクラブ運営費に充てられるもので、月額3,150円(消費税込)を入会した翌月分からお支払いいただけます。

- 一般会費は当該月分を翌々月の12日にご指定口座からの自動引き落としとなります。
- 便利でお得な一括前納もご利用いただけます。
年払い《31,500円(消費税込)…2ヵ月分割引》
半年払い《15,750円(消費税込)…1ヵ月分割引》
- ※お申し込み時に『入会/出資申込書』の冒頭に記入欄がございますので、ご希望のお支払い方法に○を付けるだけで結構です。次回、ご請求時にご指定口座からの自動引き落としとなります。
- 変更のお申し出がない限り、次回以降のお支払いは自動的に更新されます。また、途中で変更される場合は、最寄りの事務所までご連絡ください。出資馬がいなくなっても、退会のお申し出がない限り、お支払いは続きます。
- 年払い・半年払いの途中で退会される場合において、理由の如何にかかわらず、納入済の代金は一切返還はいたしませんので、あらかじめご承知おきください。

維持費出資金

維持費出資金は、出資馬の飼養管理(育成及び厩舎預託料、各種登録料、輸送費など)に要する費用に充当します。

- ご請求開始は2歳1月分からです。
 - 維持費出資金は、中央競馬所属馬につきましては1頭分を月額60万円とみなし、各分割口数で割ったものが、一口当りの維持費出資金となります。また、川崎競馬所属馬につきましては1頭分を月額40万円とみなし、ホッカイドウ競馬所属馬につきましては1頭分を月額30万円とみなし、各分割口数で割ったものが、一口当りの維持費出資金となります。
- | | |
|--------------|-----------|
| 100口馬(中央所属馬) | ／月額6,000円 |
| 200口馬(中央所属馬) | ／月額3,000円 |
| 100口馬(川崎所属馬) | ／月額4,000円 |
| 100口馬(道営所属馬) | ／月額3,000円 |
- 維持費出資金(月額)はそれぞれの出資口数に応じて、当該月分を翌々月の12日にご指定の口座から自動引き落としとなります。

保険料出資金

保険料出資金は、出資馬の競走馬保険料に充当します。

- 愛馬会所属馬は2歳1月1日より競走馬保険(死亡補償)に加入します。(保険年度は1月1日～12月31日まで)ただしホッカイドウ競馬所属馬については競走馬保険へ加入が出来ないため、加入いたしません。
- 保険金額は競走馬出資金に対し、2歳馬および3歳馬は出資馬代金の100%、4歳馬および5歳馬は70%を保険金額とし、6歳以上は競走馬保険に加入しません。なお、障害馬は競走馬保険の対象外となります。
- ※障害に転向するときは、当該馬が障害競走に出走が確定した時点で競走馬保険を解約いたします。
- 保険料出資金は、競走馬出資金に応じて負担するものとし、毎年1回払いで12月12日に翌年度分をご指定口座からの自動引き落としとなります。
- 競走馬としての能力の低下、喪失あるいは経済的理由による屠殺、障害飛越行為に起因する事故は、保険の対象外となります。

補償制度

募集馬が2歳1月1日以降は、いかなる場合でも、出資金は返還されません。なお、次の場合には補償制度が適用され、新規に出資申し込みいただく際にご利用になれる割引証書を発行します。

但し、09年の当歳募集馬より設定しました補償制度適用除外馬につきましては、以下の1、2の場合を含めたいかなる場合においても補償制度は適用されません。なお、補償制度適用除外馬につきましては、各ネクサス頁にその旨明記してございますので、そちらをご参照ください。

また、地方競馬に所属予定の募集馬につきましては、1)のケースでのみ補償が適用され、2)のケースでは補償は適用されません。予めご了承ください。

1) 2歳以降未出走の場合

割引権利額=競走馬出資金の60%- (事故見舞金、抹消給付金、付加金、売却代金等の合計額)

総獲得金額が競走馬出資金の60%に満たなかった場合、その不足額相当の割引証を発行いたします。

2) 2歳以降未勝利の場合

割引権利額=競走馬出資金の40%- (賞金、出走手当て、事故見舞金、抹消給付金、付加金、売却代金等の合計額)

総獲得金額が競走馬出資金の40%に満たなかった場合、その不足額相当の割引証を発行いたします。

- 前記①②による割引権利は、割引証書を発行した日から2年間有効とします。

- 募集馬の死亡により保険金が支給される場合は、補償制度は適用されません。

賞金等の支払い

- 賞金は出資口数に応じて算出した額を、出資返戻金と利益分配額(源泉所得税控除)に区分し、金額及び明細を会員様に通知した上で、出走した月の翌月末日に、会員様ご指定口座に振込みます。
- 賞金の他、事故見舞金、競走取止交付金、優勝賞品(売却代金)が支給されます。
- クラブが会員様に対し賞金等を支払う際には振込手数料を控除して支払います。
- 会員様へ支払う賞金等の合計額が2,000円に満たない場合にはこれを預かり金とし、預かり金の累計額が2,000円以上になった時にクラブは会員様へこれを支払います。
- 会員様が毎月15日の時点で一般会費、維持費出資金、保険料出資金、出資金等を滞納した場合、クラブは当該会員様に対し賞金等の支払いを留保するものとします。

本人確認のご依頼

200万円を超える支払いを受ける場合には、ご本人様確認をさせていただきます。



競走馬登録抹消に伴う精算

所属馬の引退時に所得税精算金、売却代金および競走馬保険金の合計額（精算金）を会員様ごとの出資割合に応じて計算します。賞金等支払いの際と同様、会員様は精算金を引退時における累積出資金額により出資返戻金と利益分配額に区分して支払いを受け、利益分配額について課税の対象となります。

所属馬の引退

所属馬が引退する際、第三者へ売却ができた場合にはその売却代金が会員様に帰属します。また、第三者へ無償譲渡する場合は、会員様に対して別途報告いたします。

なお、所属馬の売却にあたっては以下の通りとします。

- 種牡馬となる場合は、その取引金額の60%相当額を売却代金とします。
- 牝馬については、当該馬の生産者が繁殖牝馬として買い戻しを希望する場合は、その競走成績の如何に関わらず、募集総額の5%で売却するものとします。

所属馬の地方競馬（NAR）への競走馬登録・在籍について

クラブ法人の所有する競走馬は、地方競馬の競走への出走が認可されていることから、NARの競走馬登録を行って地方競馬の競走に出走させることで所属馬を運用する場合があります。その際には事前に書面にて、愛馬会を通じて会員の皆様にご案内いたします。出資会員は出資馬がJRA、NARのいずれかに競走馬登録された場合におい

ても、匿名組合契約が終了するまでの間、「競走用馬ファンドの契約にあたって」に定めた権利、義務にしたがって、維持費出資金等の追加出資金納入を行い、また賞金等の分配を受けます。なお、賞金体系等については、地方競馬の各主催者毎に別途定められており、各主催者の定める内容に従います。詳細につきましては「競走用馬ファンドの契約にあたって」をご参照ください。

所属馬の中央競馬（JRA）への競走馬登録・在籍について

- 今回の2010年新規1歳募集馬の地方所属予定馬において、その成績如何によってJRAの競走馬登録を行って、その競走に出走させることで運用する場合や、JRAへ移籍後、再度NARの競走馬登録を行って運用する場合があります。その際は事前に書面にて愛馬会を通じて出資会員の皆様にご案内いたします。
- 出資会員は出資馬がJRA・NARのいずれかに競走馬登録された場合においても、匿名組合契約が終了するまでの間、「競走用馬ファンドの契約にあたって」に定めた権利、義務にしたがって、維持費出資金等の追加出資金納入を行い、また賞金等の分配を受けます。なお、賞金体系等については、地方競馬の各主催者毎に別途定められており、各主催者の定める内容に従います。詳細につきましては「競走用馬ファンドの契約にあたって」をご参照ください。

出資馬のネーミング募集

馬名家候補応募受付は1歳12月末までとなります。詳しくは80頁をご覧ください

